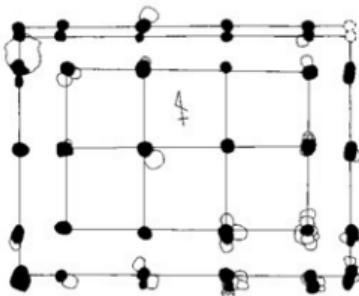


ひがしこん や がい と
東紺屋谷戸遺跡

—鉄塔建設に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書—



1992

群馬県勢多郡富士見村教育委員会

序 文

富士見村ではこれまで主に県営は場整備事業に伴った発掘調査を行ってきましたが、近年では民間の開発事業が活発化し、これに伴う発掘調査が増えました。

東紺屋谷戸遺跡の発掘調査は東京電力株式会社の鉄塔建設に伴って行われたもので、民間開発に伴う発掘調査としては本書が最初の報告書となります。発掘調査では平安時代の住居跡や平安時代から中世にかけてと推定される多数の建物跡が検出されました。特に、この中でも四面に庇の巡る建物を初めとする建物群はこれまで調査例が少なく、本地域の歴史を解明する上でたいへん貴重な資料になると思われます。

最後に、発掘調査に従事された作業員の皆様と、調査にご協力いただきました方々に心より感謝申し上げ、序といたします。

平成4年3月

富士見村教育委員会

教育長 鈴木清茂

例 言

1. 本書は東京電力鉄塔建設工事に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書である。
2. 発掘調査、整理作業、及び報告書刊行は、東京電力群馬支店の委託により、富士見村教育委員会が実施した。調査体制は、教育長 鈴木清茂のもと、社会教育課長 犬野透、係長 本多幸一が調査事務を行い、社会教育課主任 羽鳥政彦が発掘調査を担当した。
3. 東紺屋谷戸遺跡は、群馬県勢多郡富士見村大字時沢字東紺屋谷戸17番地に所在する。
調査面積は約150m²である。発掘調査期間は平成3年10月4日から11月29日である。
整理期間は平成3年12月2日から平成4年3月31日である。
4. 本書の編集・執筆等は羽鳥が行ったが、一部図版作成に松津かほるが携わった。
5. 発掘調査及び整理作業に際しては、下記の方々にご協力・ご助言を賜った。記して感謝申し上げます。（敬称略、順不同）
群馬県教育委員会文化財保護課 势多郡社会教育部会文化財分会の諸氏
細野高伯 山下歳信 四柳隆 内田タミエ
6. 発掘調査に関わる図面・写真等の記録、出土遺物は富士見村教育委員会で保管している。

凡 例

1. 遺構図方位記号は座標北を表している。
2. 採図縮尺は以下のとおりである。
全体図 1/100 遺構図 1/80
坏・椀など 1/3 羽釜 1/4
3. 建物規模の尺換算は便宜的に1尺=30cmで計算している。

目 次

- I 調査に至る経緯と発掘調査の経過 1
- II 遺跡の位置と立地及び周辺の遺跡 1
- III 基本土層 6
- IV 検出された遺構と遺物 7
- V 調査の成果と問題点 22
- VI まとめ 26

I. 調査に至る経緯と発掘調査の経過

平成3年5月、東京電力㈱群馬支店から、送電線新設に係わる開発計画が提示され、鉄塔建設予定地の調査依頼書が提出された。これを受けた遺物の表面散布調査を行ったところ、多量の土師器・須恵器の散布が確認されたため、とりあえず試掘調査を行い、開発区域内の遺構の状況等を把握して本調査の計画を立てることになった。同年7月に試掘調査を行ったところ、平安時代と思われる竪穴住居跡と多数の柱穴を確認した。この結果を受けて事業者と埋蔵文化財の保護措置について協議を行ったが、工事計画の変更は不可能との回答を得たため、発掘調査を行い記録保存の措置を講ずることで合意し、委託契約を締結した。

発掘調査は10月4日に着手した。まず浅間C軽石を含む黒色土層上面を検出面として重機を使用して表土剥ぎを行ったが、耕作による擾乱が激しく、また、遺構の検出を容易にするためもあり、改めてローム面を遺構検出面として表土剥ぎを行った。7日ブレハブ設置、調査機材を搬入する。しかし、降雨のため作業員を投入できたのは16日からであった。調査面積が少ないにもかかわらず、作業員の不足に加え、予想以上の柱穴の重複により作業は思うようにはかどらなかつた。途中で約1ヶ月程の中止期間を挟んで調査を終了したのは11月29日であった。

II. 遺跡の位置と立地及び周辺の遺跡

〈遺跡の位置〉

富士見村は群馬県の県庁所在地である前橋市の北側に接して位置する。上毛三山の一峰である赤城山の南西麓から山頂までを村域とする狭長な村である。

東紺屋谷戸遺跡は富士見村の最南端部に位置する。調査地の南方約50mに前橋市との境界があり、遺跡は前橋市へも伸びている。主要地方道赤城線を前橋市から富士見村に入ってすぐ東方約200mにある。

〈立地〉

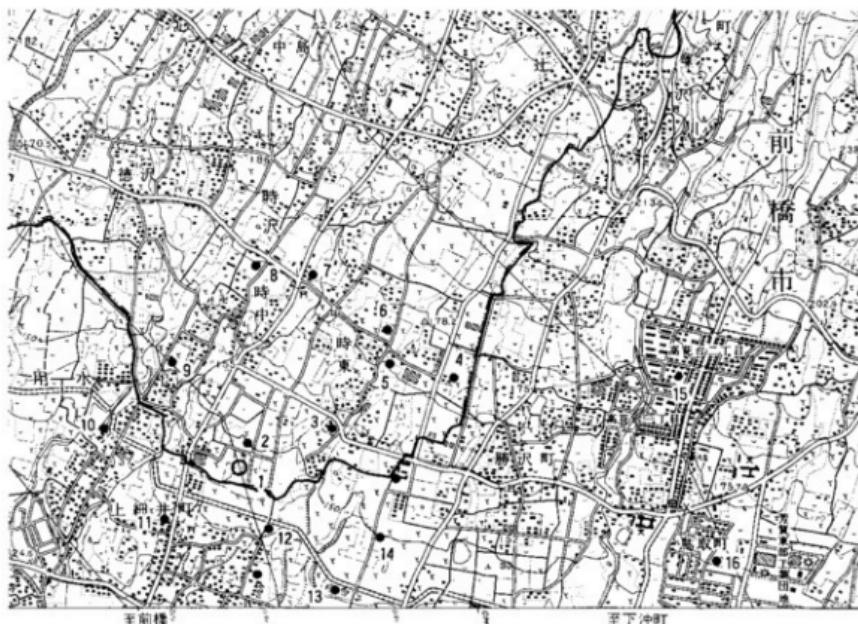
赤城山の南西麓にある富士見村は、赤城山から流れ下る何条もの小河川によって細く長い台地が形成されている。東紺屋谷戸遺跡もこの内の一つの台地上に位置しているが、地形的にはほとんど平坦で、調査地の位置では南側と西側に向かってわずかな傾斜が認められる程度である。現状は桑畑・野菜畑として利用されており、西側と東側の低地は水田になっている。しかし、水田と台地との比高差は2m前後と少ない。標高は約145mである。

〈周辺の遺跡〉

富士見村ではこれまで大字時沢地区内で発掘調査を行う機会がなかったため、東紺屋谷戸遺跡周辺の周知の遺跡は群馬県遺跡台帳や富士見村誌に数か所の包蔵地があげられているに過ぎず、発掘調査が行われていないため遺跡の内容も不明瞭である。

東紺屋谷戸遺跡（第1図の1）のすぐ北に位置する2の中屋敷遺跡の地表面には多量の奈良・平安時代の遺物が散布しており、かなり大規模な集落遺跡と思われ、地形的にみて本遺跡と一連の遺跡の可能性が強い。3の吉田は土師器の散布する包蔵地である。4の百駄と5の滝脇は縄文・土師の包蔵地である。6の山王と7の四ツ塚は縄文の包蔵地である。8の大角谷戸と9の萩林は土師の包蔵地である。

南接する前橋市では既に東紺屋谷戸遺跡周辺の何ヶ所かで発掘調査を行っている。10の新田上遺跡は縄文時代中期、11の天間久保遺跡は縄

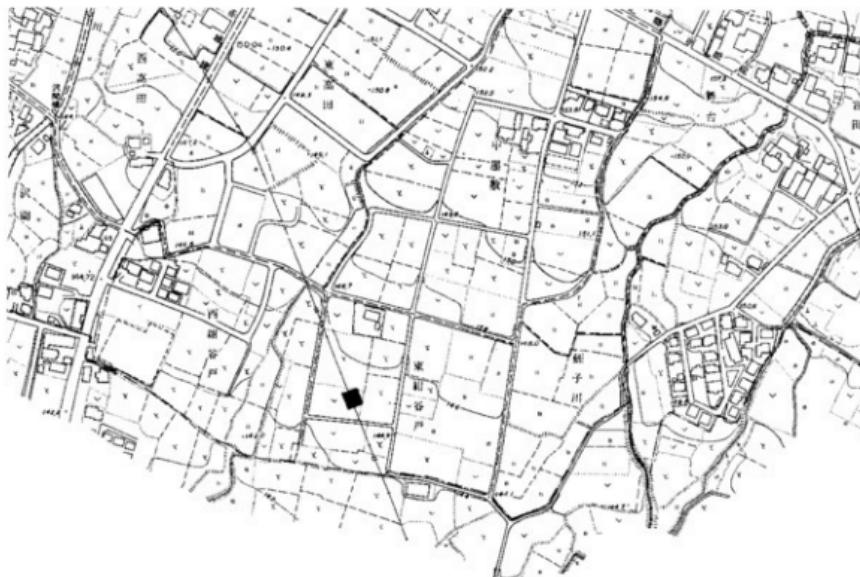


第1図 東紺屋谷戸遺跡の位置と周辺の遺跡

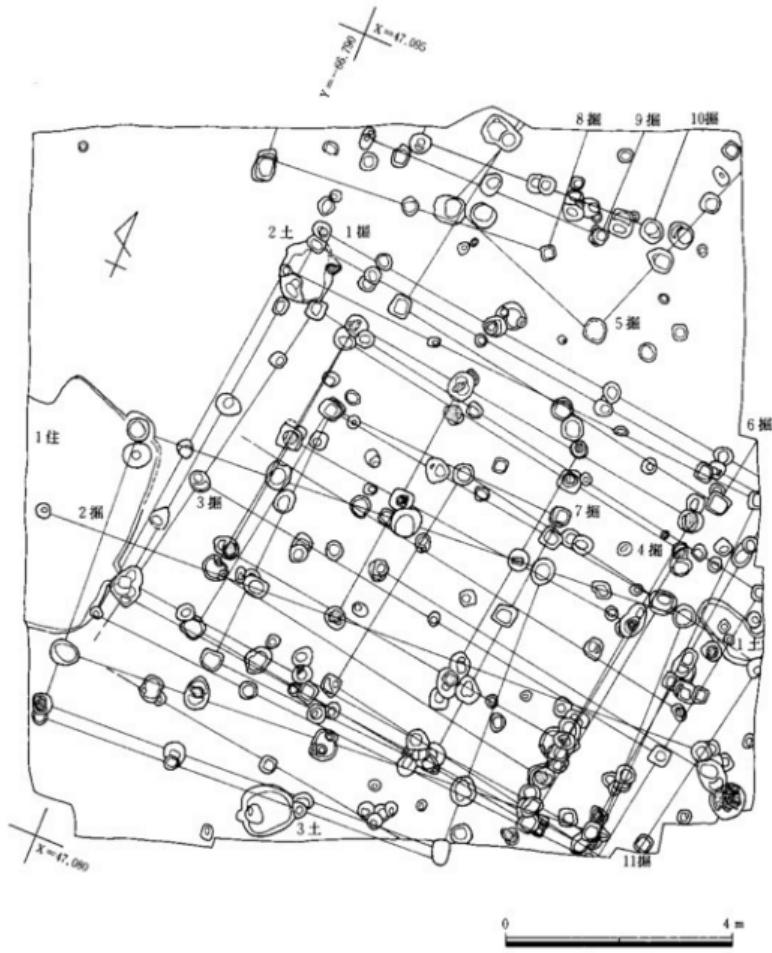
文時代中・後期、12の丑子遺跡は土師、14の西田之口遺跡は縄文、弥生の包蔵地であるが、13の南田之口遺跡では古墳時代の集落遺跡を調査している。さらに東方1.5～2kmに位置する15の芳賀北部団地遺跡では奈良・平安時代に限っても約230軒の竪穴住居跡、16の芳賀東部団地遺跡では約420軒の竪穴住居跡と200棟以上の掘立柱建物跡を調査している。

『和名類聚抄』には勢多郡の古郷名の一つとして「時沢」が挙げられている。東紺屋谷戸遺跡の属する大字時沢は時沢村の名を継ぐが、この村名は明治9年、不動堂村と中島村が合併する際に、一集落である徳沢が古郷名のなまつたものとする説にちなみ付けられたものであり、直接的に古郷名を継承するものではなく、「時沢郷」の所在は現在のところ不明である。先述した東紺屋谷戸遺跡の東方に位置する芳賀団地遺跡群の一部を含む藤沢地区が「藤沢郷」、その南方が「芳賀郷」と推定されており、『富士見村誌 統編』では、時沢は「藤沢郷」の一部ではなかったかと推定している。

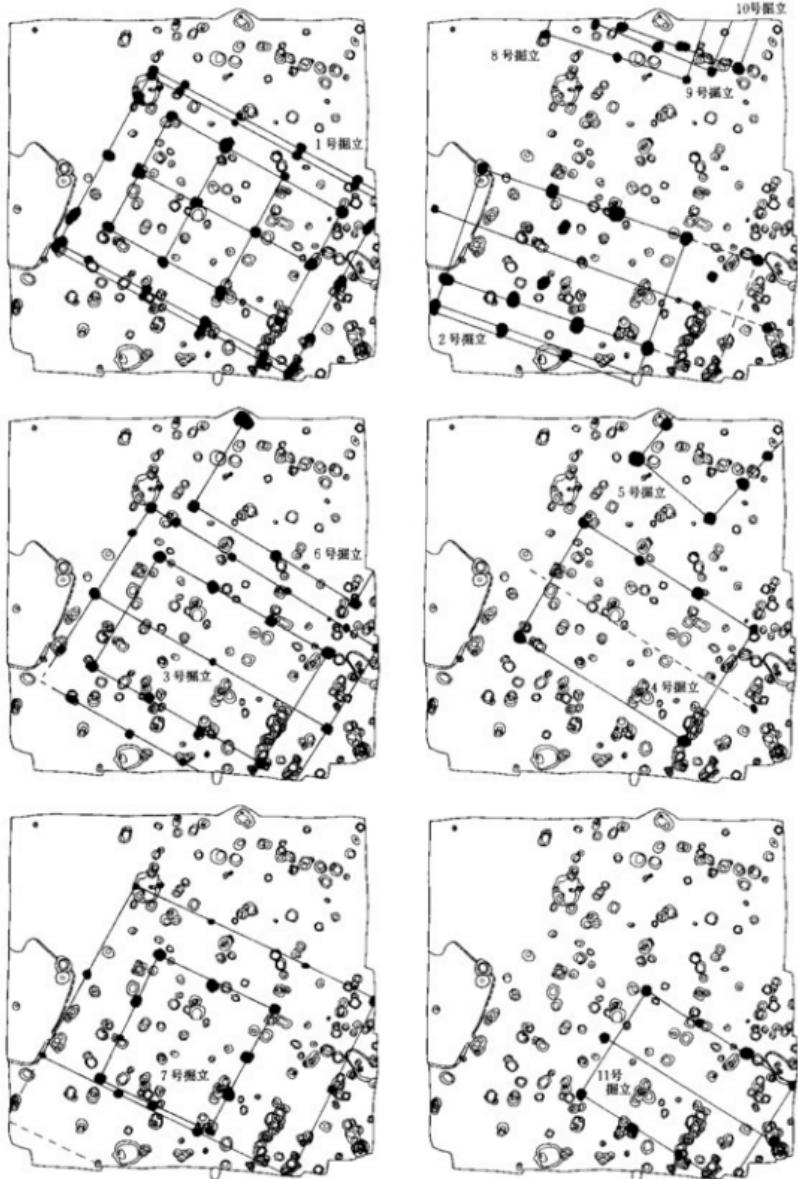
いずれにしても、東紺屋谷戸遺跡（と北方に隣接する中屋敷遺跡）は遺物散布調査の結果からすれば、かなり大規模な奈良～平安時代の集落が展開していると思われる。



第2図 立地図



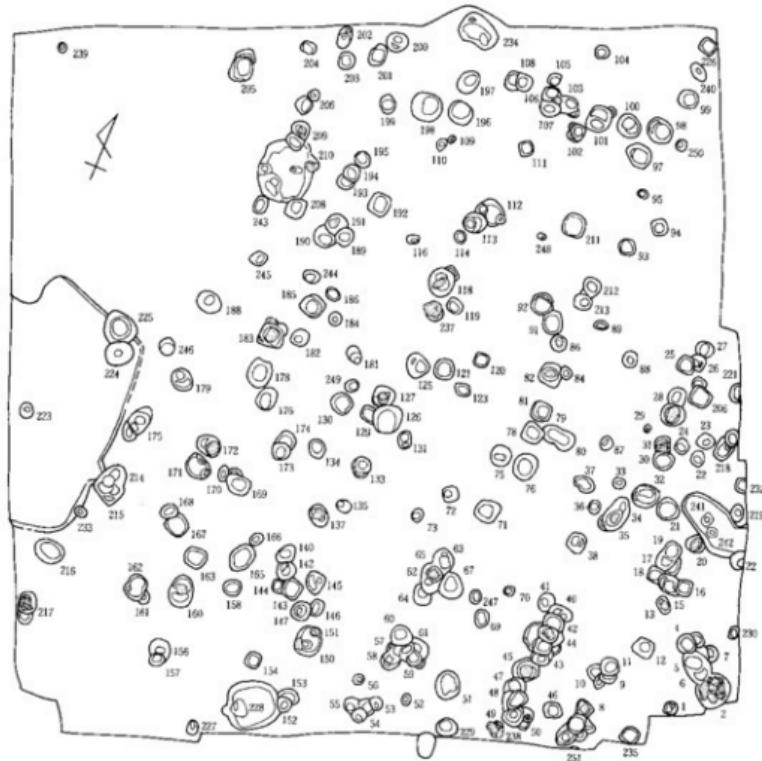
第3図 東糰屋谷戸遺跡調査区全体図



第4図 掘立柱建物跡位置図

III. 基本土層

浅間B軽石その他を含む砂質暗褐色土が現在の耕作土である(厚さ20~30cm)。この下に残りの良い所で、厚さ10cm程度の浅間C軽石と榛名山二ツ岳噴出のF P軽石を含む黒褐色土が堆積する。この下に厚さ約20cmの浅間C軽石を含む黒色土が堆積するが、上半は軽石が多く、下半は少ない。この下に薄いローム漸移層を挟み黄褐色を呈する関東ローム層が堆積している。



第5図 柱穴番号図

IV 検出された遺構と遺物

(1) 概要

調査区は一辺約12m程の方形である。

検出された遺構は竪穴住居跡1軒と掘立柱建物跡11棟（柱穴250基以上）、土坑3基である。遺物は竪穴住居跡から比較的まとまって出土している。掘立柱建物跡の柱穴からも多数出土したが、すべて小破片であり、混入の可能性が大きい。時期的には奈良・平安時代のものが大半であるが、縄文時代の土器破片も少量出土している。

(2) 竪穴住居跡

1号住居跡

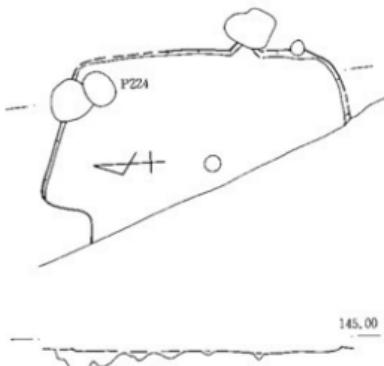
調査区の西端に位置する。西側は調査区域外である。検出面から床面までの深さが10cm以下と浅く、また、後世の擾乱等のため不明瞭な部分が多い。

規模は東西2.4m以上×南北約4mを測り、基本的に長方形状を呈すると思われるが、北壁の方向が不自然な開き方をしており、他の遺構が重複している可能性もある。

カマドは東壁の南に寄った位置に付設されているが、先端部を掘立柱建物跡の柱穴に壊されている。床面は軟弱であり、柱穴

は検出されていない。北東隅に検出されたピット（P224）は住居に伴う可能性もある。

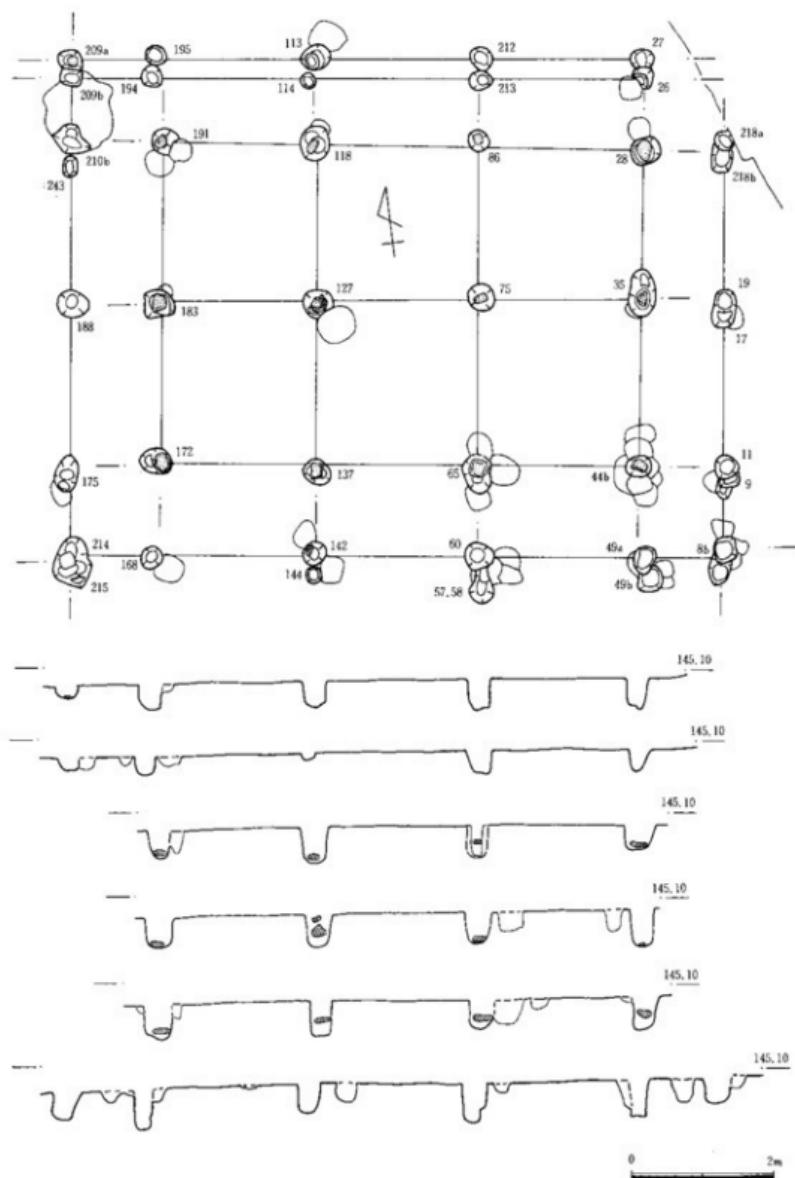
遺物はカマドの前面に散在する状態で出土している。完形に復せるものは少ないが、酸化炎焼成の羽釜、椀、壺等が出土した。住居跡の時期は10世紀後半ないしは11世紀前半と思われる。



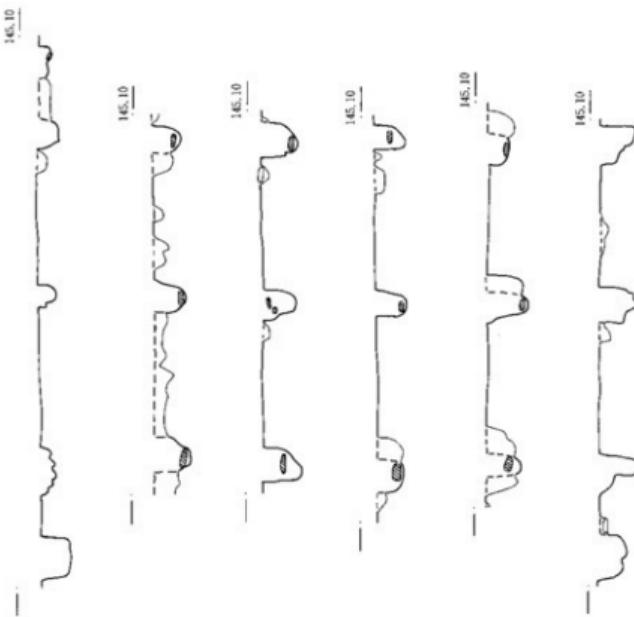
第6図 1号住居跡

(3) 掘立柱建物跡

調査時点で掘立柱建物跡として認識できたものは1～6号の6棟であるが、このうちの何棟かは整理段階で検討した結果、建物構造を修正する必要が生じた。また、図上で検討した結果5棟を新たに復元した。さらに、何棟かの復元の可能性を残しているが、いずれにしても調査範囲が狭く、激しく重複しているため、復元した建物も含めて問題を残している。



第7図-(1) 1号掘立柱建物跡



第7図-(2) 1号掘立柱建物跡

1号掘立柱建物跡

北東隅の廂部分の柱穴を除き、ほぼ全体が調査区域内に位置する。1号住居跡、2・3・4・6・7・11号建物跡と重複し、1号住居跡よりも新しい。建物跡との新旧関係は、柱穴の切り合ひの状況から6号建物跡を除いて本跡が古いという所見が得られている。

東西3間×南北2間の縦柱建物で、四面に廂が付く。北面廂の柱穴には明瞭に建て替えが認められる。他の3面については、重複等により柱穴を確定できない部分があるが、北面と東面の柱穴断面の切り合ひの観察から、廂部分全体を北側から南側に移し替えたと考えられる。各辺(柱穴列)がすべてほぼ直角に交わる整然とした作りの建物跡である。

身舎の規模は東西約6.8m(22.5尺)、南北約4.5m(15尺)を測る。廂の出は約1.2m(4尺)とほぼ一定であるが、北面廂の南側は0.9m(3尺)を測り、1尺ほど身舎に近付いている。廂部分を含めると東西約9.3m(31尺)、南北6.9m(23尺)の規模である。身舎の柱間は桁行、梁間ともに2.2~2.3m(約7.5尺)を測り、ほぼ等間隔である。主軸方位はN-83°-Wである。柱穴の

掘り方形状は基本的に円形である。規模は身舎で径30~45cm、深さ40~50cmを測る。廂は径20~40cm、深さ10~50cmと一定していないが、身舎の柱穴と同様の規模のものも多い。身舎の柱穴すべての底面もしくは中位には扁平な河原石・山石が据えられている。柱穴の埋土は全体的に浅間B軽石を多量に含む砂質の暗褐色土であり、柱痕は検出できなかった。

建物の北方に検出されたP105とP250、南方のP227はほぼ南北の柱筋上に位置し、内側の廂列からの距離がいずれも3.15mの位置にあり、規模的にも類似するため、本跡に付随する木階、階隠等の施設の可能性も考えられるが、未調査区の状況が不明で、別建物の可能性もあり、現状では確定的なことはいえない。

遺物は本跡に帰属を確定できる34基の柱穴の内、13基から約50点の土師器の壊・甕、須恵器の壊・椀、羽釜が出土しているが、いずれも小破片であり本跡に伴う可能性は少ない。これらの土器は大半が平安時代に属すると思われるが、建物跡の時期については明確に本跡に帰属させられる遺物が無いため判然としない。ただし、1号住居跡との先後関係と柱穴埋土に多量に浅間B軽石を含む（純層ではない）ことから、浅間B軽石降下（1108年一天仁元年）以後の構築である。

2号掘立柱建物跡

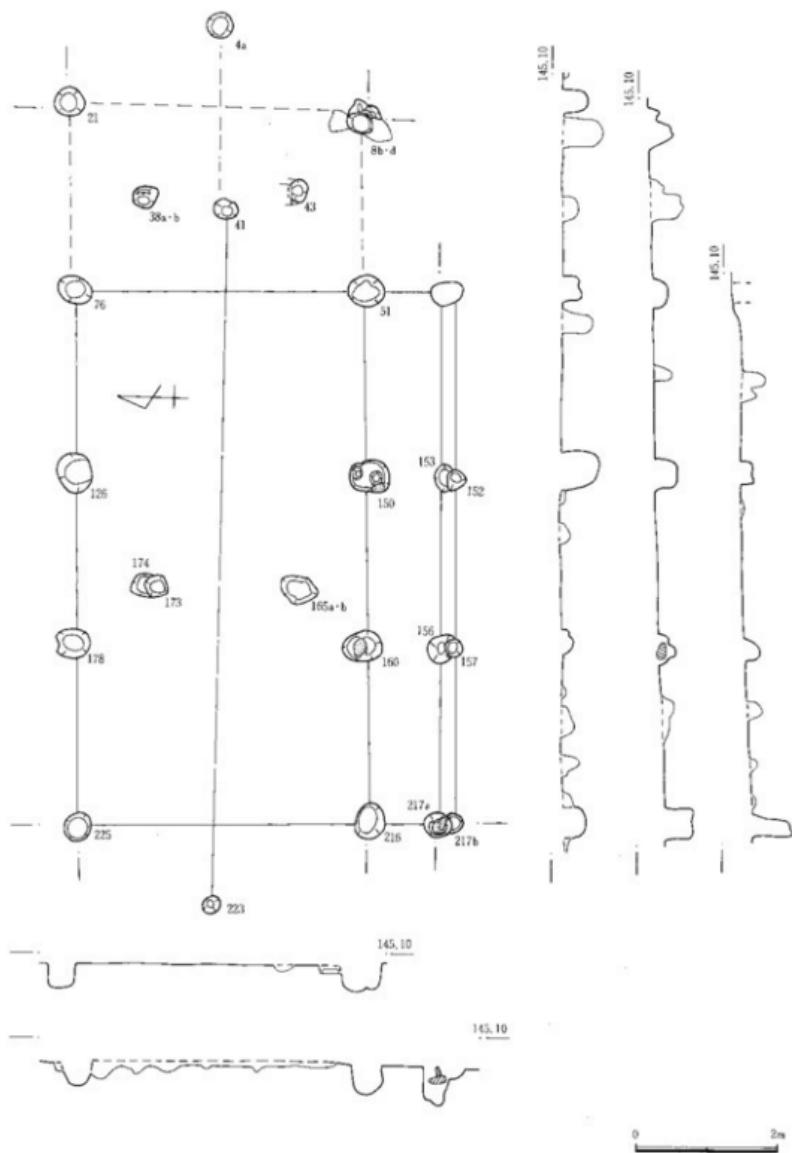
1号住居跡、1・3・4・7・11号建物跡と重複する。新旧関係はP126と1号建物跡のP127の切り合いにより本跡が新しいと思われるが、他の建物跡との新旧関係は不明である。

身舎は梁間1間で、桁行は3間と4間の建て替え若しくは増築と考えられる。独立棟持柱を有し、南面に廂が付く建物である。但し、3間の場合は棟通りが悪く、4間の場合には、南東隅の柱が確定できず、柱配置の重みが大きい点に問題がある。

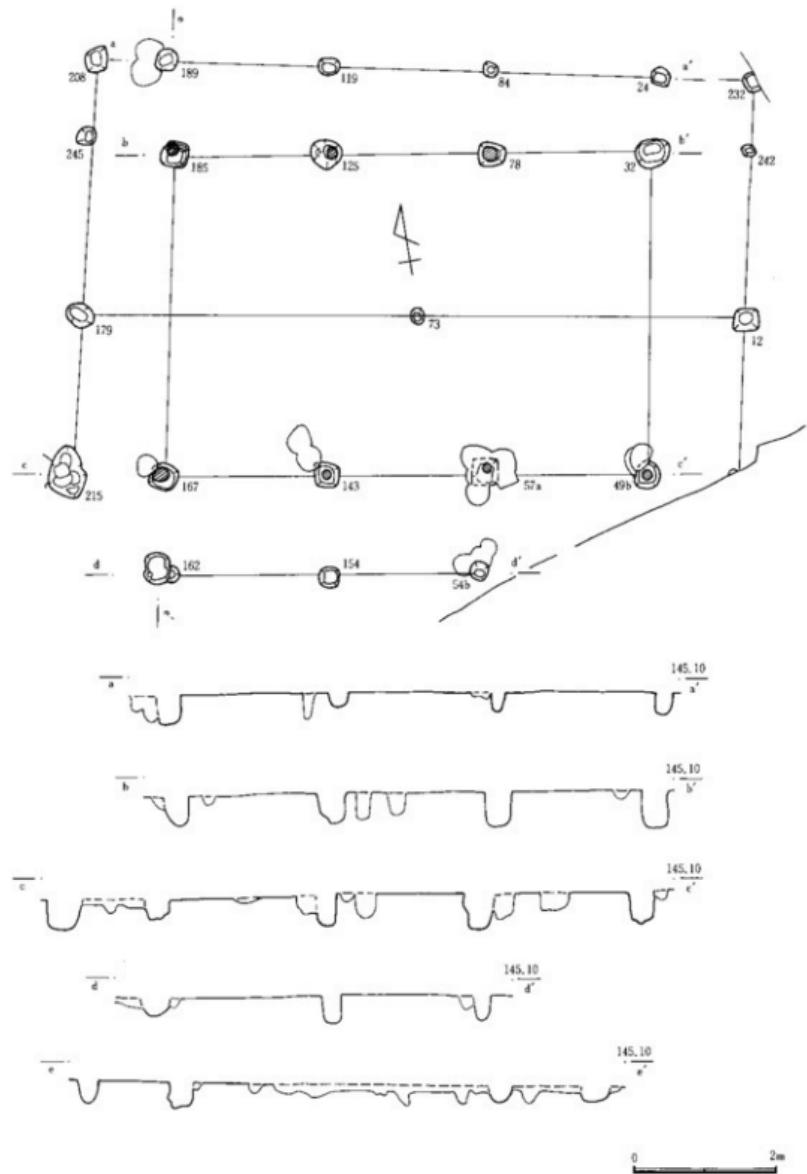
身舎の建物規模は桁行3間が東西約7.5m（25尺）、南北約4.1m（13.5尺）を測る。4間では東西が約10.1m（33.5尺）になる。棟持柱間の距離は3間が約9.8m（33尺）、4間が約12.4m（41尺）である。主軸方位はN-86°-Eである。棟持柱の出は3本すべて約1.1mであり、深さはP223は検出面から26cm、P41は21cmと浅く、P4aは50cmと深い。廂の柱穴には建替えが認められ、南側柱列が新しい。廂の出は、北側が約1.0m、南側が約1.2mである。柱穴の形状は円形、若しくは稍円形である。規模は身舎が径40~50cm、深さ20~50cm、廂が径30cm前後、深さ20~55cmを測り、特に深さが一定していない。但し、P217については掘り方が深過ぎたため、埋土中に石を据えて柱を立てたとも考えられる。

P173・P174とP165a・b、P38a・bとP43については建物との位置関係や規模から本跡に伴う可能性が強いと考えるが、確証はない。深さはP38とP43はともに30cm、P174は40cmを測るが、P165は5cmとごく浅い。

遺物は本跡に帰属を確定できる16基の柱穴の内、5基から8点の土師器壊・甕、須恵器甕等が出土しているが、いずれも小破片であり本跡に伴う可能性は少ない。



第8図 2号掘立柱建物跡



第9図 3号掘立柱建物跡

3号掘立柱建物跡

1・2・4・7・11号建物跡と重複関係にある。柱穴は1・4・7・11号建物跡との間に切り合ひ関係が認められ、1号建物跡よりも新しく、11号建物跡よりも古いが、他の建物跡との新旧関係は判然としない。南東の廊部柱穴は調査区域外である。

調査時点では東西3間×南北1間で独立棟持ち柱を有し、南・北の二面に廂が付く建物と判断したが、整理段階の検討により東・西面にも棟持ち柱と一連になった廂が付く四面廂の建物と考えるに至った。

身舎の規模は東西6.8m(23尺)、南北約4.5m(15尺)を測る。廂を含めると東西(=棟持ち柱間の距離)約9.4m(31.5尺)、南北は西側で約7.2m(24尺)を測る。身舎の柱間は桁行が2.2~2.35mを測る。廂の出は1.2~1.4mであるが、北面の廂は歪みが大きく、東側が西側よりも約30cm身舎に寄っている。主軸方位はN-82°-Wである。身舎の柱穴の形状は、基本的に方形であり、大半から柱痕が検出されている。廂の柱穴の形状も方形のものを基調とするが、円形を呈するものもある。規模は身舎が一辺30~40cm、深さ40~50cmのものが多く、概ね一定している。棟持ち柱P12とP179はともに深さ54cmを測る。廂の柱穴は、径(一辺)25cm前後、深さ30cm前後のものが多く、身舎柱・棟持ち柱との差は歴然としている。建物中央の棟通りに検出されたP73は径20cm、深さ17cmと小規模であるが、本跡に伴う可能性がある。身舎柱穴の柱痕中には砂質黒色土、掘り方内にはロームブロックを多く含む。大半の柱穴の埋土中には炭化物と焼土が混入しており、焼失建物の可能性もある。

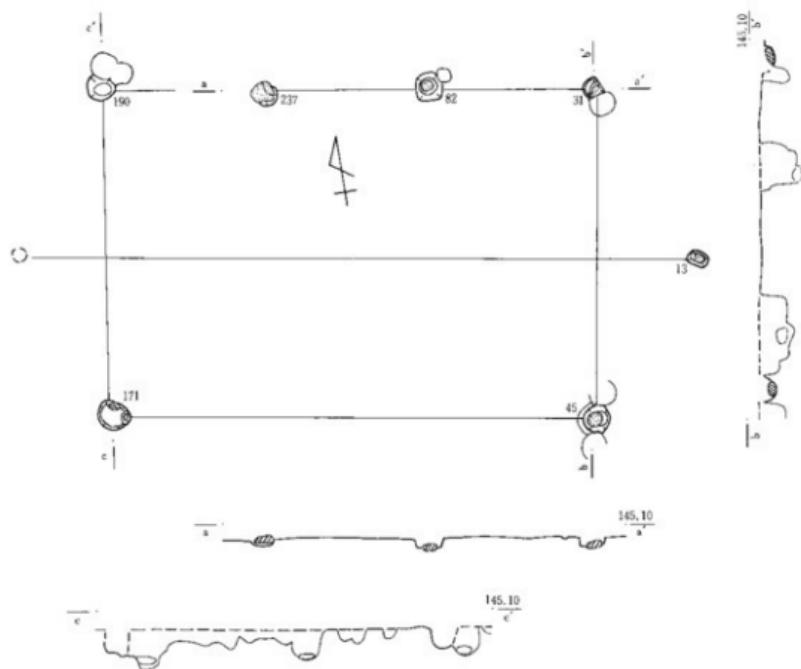
遺物は8基から20点の土師器壺・甕、須恵器甕、蓋が出土している。

4号掘立柱建物跡

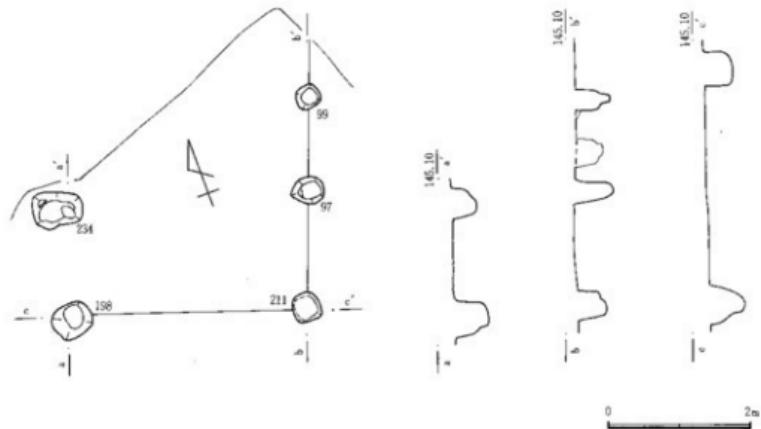
1・2・3・7・11号建物跡と重複する。柱穴は1・3号建物跡と重複しており、P190とP191の切り合ひにより、1号建物跡よりも新しいと思われるが、3号建物跡との新旧関係は不明である。

調査時点では、3号建物跡の北側の廂の柱穴列からわずか南側にずれた位置に検出された、検出面直下に根石を有する3基の柱穴及びP45の存在から2間×2間以上の建物跡を想定して調査を行った。しかし、柱穴掘り方の調査が十分ではなく、南桁行の間柱や西側の棟持ち柱が検出されないなど、建物を復元する上で問題点が多い。ここでは整理段階での検討も加え、考えられる1例を提示したい。

東西3間×南北1間の建物跡で独立棟持ち柱を有する。規模は東西7.05m(23.5尺)、南北は約4.5m(15尺)を測る。柱間は北側桁行で約2.35m等間隔である。主軸方位はN-81°-Wである。柱穴の形状は一定していないが、円形基調のものが多い。P171とP190を除き検出面直下に根石が据えられている。規模はP171とP190はともに径40cm前後、深さ約30cmを測るが、根石を



第10図 4号掘立柱建物跡



第11図 5号掘立柱建物跡

有する柱穴は完掘していない。棟持ち柱の出は約1.5mである。P45の東側の桁行柱筋上に位置するP8aと、南側の梁間柱筋上に位置するP238はともに根石を有し、P45からの距離が1.2mを測る。また、P31の北側の梁間柱筋上1.2mにも根石は無いがP206bが検出されており、本跡にも廻が付されていた可能性が高いと思われる。なお、表土剥ぎの際に柱穴の根石の可能性がある複数の蹠を除去したことが確認されている。遺物は出土していない。

5号掘立柱建物跡

6・8・9・10号建物跡と重複関係にある。柱穴はP234が6号建物跡と切り合うが、位置を特定できず、新旧関係は不明である。

東西1間以上、南北2間以上の建物（1案）として報告するが、東西の柱間距離が6号建物跡と近似することから、P97、P234を除いた6号建物に類似する建物（2案）の可能性もある。

建物規模は現状で東西3.3m（11尺）、南北3.0m（10尺）を測る。柱間は東西が南北の倍以上あり、東辺は南から1.65~1.35mと一定していない。東辺の方位はN-20°-Eである。柱穴掘り方の平面形状は大半が方形で、規模は一辺30~40cm、深さ30~50cmを測るが、南北隅だけは梢円形を呈し、長径60cm×短径45cm、深さ50cmを測る。

6号掘立柱建物跡

1・5・8・9・10号建物跡と重複関係にある。柱穴は5号建物跡と重複するが、新旧関係は不明である。南側の一部の調査であり建物全体の構造等は不明である。

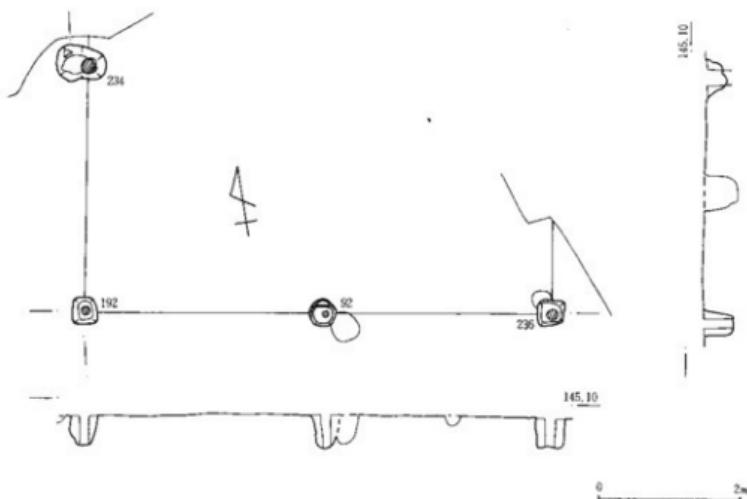
東西2間、南北1間以上の建物である。規模は東西約6.6m（22尺）を測る。柱間は東西が西から3.35~3.2mで、南北は3.4mを測る。南辺の方位はN-81°-Wである。柱穴の形状は基本的に方形である。規模は一辺約40cm前後を測り、深さ30~45cmである。大半の柱穴に柱痕跡が認められている。

（7~11号掘立柱建物跡は全て整理段階で図上復元したものである。）

7号掘立柱建物跡

1・2・3・4・11号建物跡と重複関係にある。柱穴は1号・3号建物跡と切り合い、1号建物跡よりも新しいが、他の建物跡との新旧関係は不明である。

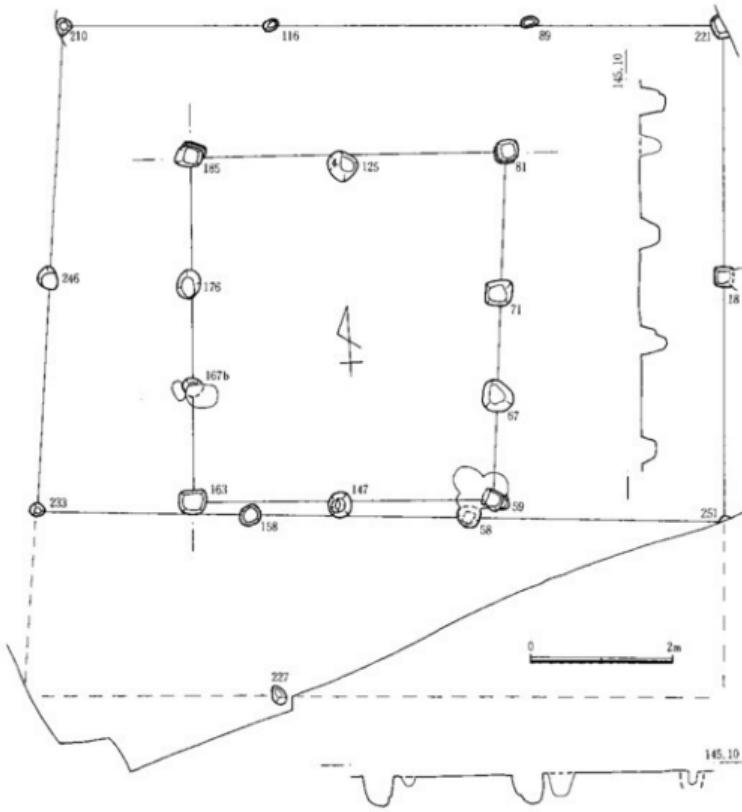
東西2間×南北3間の建物である。規模は東西約4.5m（15尺）、南北約4.8m（16尺）を測るが、南辺が北辺よりも約0.5尺短く、やや歪んだ形状をしている。柱間は梁間が桁行よりも広く、東西2.08~2.28m、南北は1.3~2.0mと不揃いである。主軸方位はN-5°-Eである。柱穴の形状は方形が主体であるが、円形（梢円形）もある。規模は一辺（径）30~40cm、深さ20~40cmを測る。



第12図 6号掘立柱建物跡

本建物跡の四隅には小規模な柱穴列が検出されている。本跡の柱筋上に乗らず、南辺が接するなど、全く別の3間×2間の建物跡の可能性も考えられるが、柱間が長く、柱穴の規模が小さいことや、建物跡との位置関係により、本跡に伴う塀等の施設と判断した。北側の柱穴列は梁間と平行し、東側柱穴列は桁行西側と、西側柱穴列は桁行東側とほぼ平行関係にある。柱穴の規模はP58を除き径15~30cm、深さ5~25cmを測る。柱間は東西は2.6~3.6mと一定していないが、南北はP233とP246の間が3.25mである以外は3.5mと等間隔である。建物跡からの距離は北側は1.8m、西側は中央部で約2.0m、東側で約3.0mを測る。復元案では南辺を建物跡と接する位置に設定したが、建物跡の南方約2.7mに位置するP227の規模・形状が北辺間柱に類似することからすれば、ここを南辺とすることも考えられる。(第2案)

〈8~10号掘立柱建物跡は南辺だけの検出であるが、柱穴の検出状況から位置を僅かづつずらして建て替えを行ったと思われる。〉

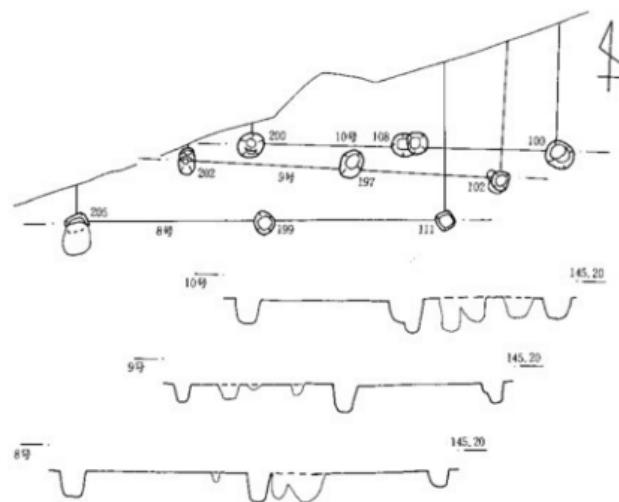


第13図 7号掘立柱建物跡

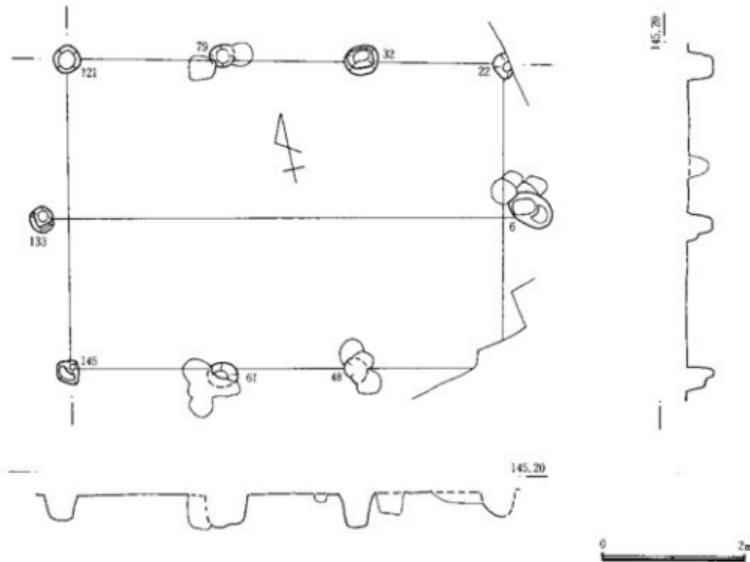
8号掘立柱建物跡

5・6・9・10号建物跡と重複関係にあるが、新旧関係は不明である。

東西2間で南北は不明であるが、2間あるいは3間と思われる。東西の規模は約5.2m(17尺)を測り、柱間距離はいずれも約2.6m(8.5尺)である。南辺の方位はN-86°-Eである。柱穴の掘り方形状は隅柱は方形であるが、間柱は円形である。柱穴の規模は一辺(径)25~30cm、深さ20~40cmを測る。



第14図 8・9・10号掘立柱建物跡



第15図 11号掘立柱建物跡

9号掘立柱建物跡

5・6・8・10号建物跡と重複関係にあるが、新旧関係は不明である。柱穴には重複が認められ、同一位置で建て替えを行った可能性もある。

東西2間で南北は不明であるが、2間あるいは3間と思われる。東西の規模は約4.4m(14.5尺)を測り、柱間は2.25-2.15mである。南辺の方位はN-90°-Eである。柱穴の掘り方形状は円形基調である。柱穴の規模は隅が小さく径(一辺)20-25cm、深さ20-30cmを測り、間柱は長径40cm、短径30cm、深さ40cmと若干大きめである。

10号掘立柱建物跡

5・6・8・9号建物跡と重複関係にあるが、新旧関係は不明である。

東西2間で南北は不明であるが、2間あるいは3間と思われる。東西の規模は約4.35m(14.5尺)を測り、柱間距離は西側の間柱で2.15-2.20mである。南辺の方位はN-87°-Eである。柱穴の掘り方形状は円形である。規模は径、深さとともに30cm前後とほぼ一定している。すべての柱穴に重複が認められており、同一位置での建て替えの可能性がある。

11号掘立柱建物跡

1・2・3・4・7号掘立柱建物跡と重複関係にある。柱穴は1・3号建物跡と切り合い関係が認められ、本跡が新しいと思われる。南東隅は調査区域外である。

東西3間×南北1間の近接棟持柱付建物である。規模は東西約6.2m(20.5尺)、南北約4.2m(14尺)を測る。棟持柱間の距離は約6.9m(23尺)を測る。主軸方位はN-80°-Wである。棟持柱の出は西側が約40cm、東側が約50cmである。柱間は重複により柱穴を確定できないものもあるが、北側桁行で西から2.2-1.9-2.1mを測る。柱穴の形状は円形と方形が混在する。規模は径(一辺)40-50cm、深さ35-50cmを測る。

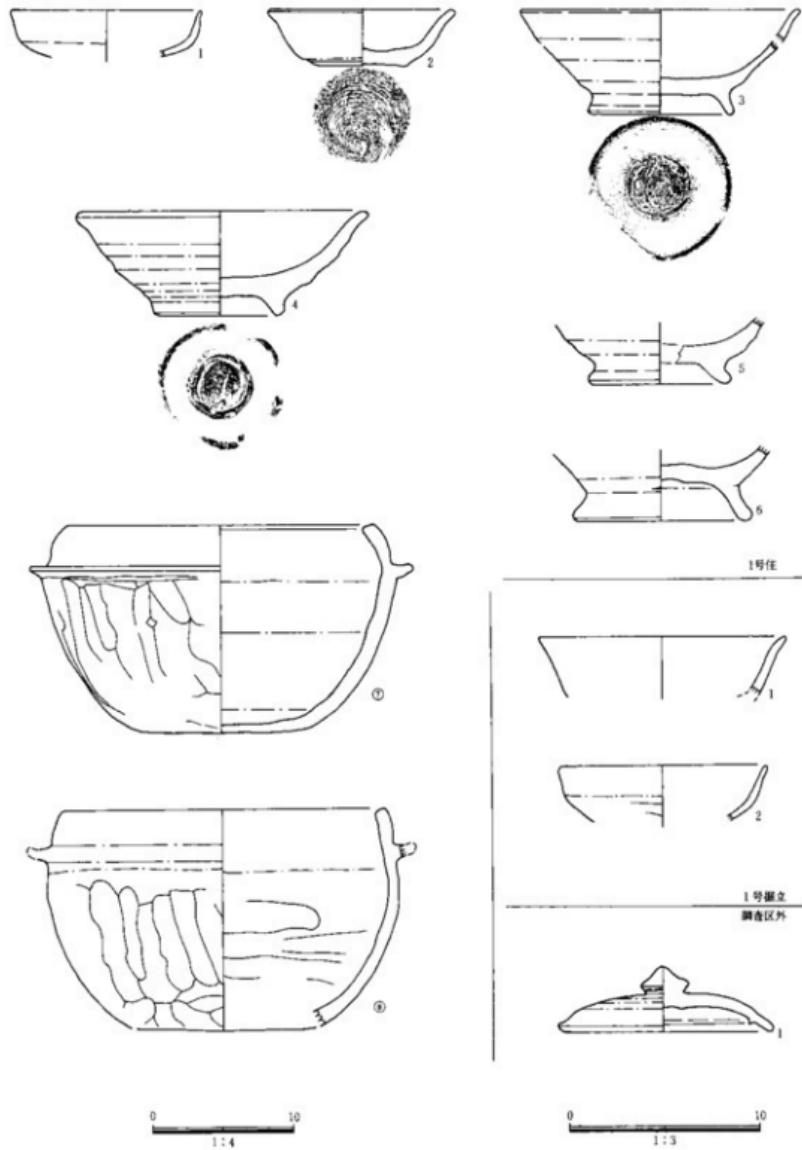
遺構外出土遺物

紙面の都合で資料提示できないが、簡単に説明したい。

縄文土器はいずれも小破片で、前期前半～中葉の含織維土器が3点、前期後半の諸磯c式が2点、地文縄文土器が2点、中期阿玉台式が1点出土している。

陶磁器類は小破片が数点出土している。尚、柱穴中から1点だけ甕か鉢形の陶器片が出土したが、現在所在不明で資料提示できない。

第16図 遺構外1は調査区の北西約20mの地点の立ち会い調査の際に出土したものである。



第16図 出土遺物

遺物観察表

番号	器種	出土状況 残存状態	法量(cm)	胎土・焼成・ 色調	器形・成・整形の特徴	備考
----	----	--------------	--------	--------------	------------	----

1号住居跡

1	上部器 坏	板土 破片	II:(10.0)	砂粒 橙色	器: II縁部はわずか外反。 外: II縁部ヨコナデ、体部ヘラケズリ。 内: ナデ。	
2	頸部器 坏	床直 2/3	II:10.0 底: 4.8 高: 2.9	砂粒 浅黄褐色	器: II縁部外反。 外: 回転ナデ、底部回転急切、右回転。 内: 回転ナデ。	底部外面黒斑
3	頸部器 柄	床直 1/2	底: 7.6	粗砂、赤色粒 橙色	外: 回転ナデ 内: 回転ナデ	一次焼成
4	頸部器 柄	床直 4/5 底部はぼ完全 存	底: 9.4	粗砂、赤色粒 浅黄褐色	器: 高台部は比較的長く直線的に聞く。 外: 回転ナデ、高台接合部に接合痕。右 回転。 内: 回転ナデ	
5	頸部器 内黒輪	床直 3/5	II:(14.6) 底: 7.6 高: (5.5)	粗砂 外: 浅黄褐色 内: 黒色	器: II縁端で弱く外反。 外: 回転ナデ、底部回転急切、右回転。 内: 程度のガキ。	高台部内面に黒斑
6	頸部器 柄	床直 3/5	II:15.4 底: 6.9 高: 5.6	粗砂、赤色粒 にぼい縦～横	器: 回転ナデ底が、強く残る。II縁部外 反。高台部は近くはぼ直立。 外: 回転ナデ、右回転。内: 回転ナデ 系切痕残	
7	刺簪	床直 2/5	II:21.6 底: 12.0 高: 14.5 鈎: 27.0	粗砂、赤色粒 根～褐色	器: II縁部は丸みをもつて内湾、鈎は上 反り、底部は平底、脚部は丸みがある。 器高が高い。 外: II縁～鈎部は回転ナデ、脚部ヘラケ ズリ。底部ナデ。 内: 回転ナデ、底部一定方向ナデ。	II縁部面取り。 外外面に擦付着。
8	刺簪	床直 1/5	II:(23.0) 底: (13.0) 高: (15.6)	粗砂、赤色粒 軟質 にぼい縦～橙色	器: II縁部は内傾、脚部は丸みがある。 器高低い。 外: II縁部回転ナデ、脚部ヘラケズリ。 内: 回転ナデ。	内面脚下部に付着 物

1号掘立柱建物跡

1	頸部器 坏	P27 破片	II:(13.0)	砂粒 灰褐色	器: II縁部弱い外反。 外: 回転ナデ。 内: 回転ナデ。	
2	上部器 坏	P113 破片	II:(11.0)	砂粒 橙色	器: II縁部わずか外反。 外: II縁部ヨコナデ、体部ヘラケズリ。 内: ヨコナデ。	

調査区外

1	頸部器 蓋	完形	II:11.3 底: 3.5 高: 2.5	砂粒、黑色粒 灰褐色	器: 天井部内面に短いかえりがある。 外: 回転ナデ、回転ヘラケズリ。 内: 回転ナデ。	宝珠状の蓋
---	----------	----	-----------------------------	---------------	--	-------

V. 発掘調査の成果と課題

今回の東緝屋谷戸遺跡の調査では、掘立柱建物跡11棟が検出されたが、四面に廂が付く建物跡の調査は富士見村では初めてであり、柱穴に根石を据える事例もこれまでには無い。6棟もの建物跡が重複する事例も同様である。今回の調査によって生じる課題や問題点は数多いと思われるが、残念ながら調査成果を消化し切れていないのが現状である。史・資料の収集も行っておらず、現時点では課題や問題点を十分に提示できる段階ではないため、ここでは発掘調査、整理作業を通じて気付いたことを何点か略述するに留め、東緝屋谷戸遺跡の未調査区域の調査や類似資料の増加を待って、改めて考察する機会をもちたい。

1・3・4号建物跡の関係について

1号建物跡は身舎が3間×2間で、四面に廂が付く総柱建物である。3号建物跡も全体的な平面形状や規模は1号建物跡に類似している。位置的な関係は1号建物跡の南面廂の柱穴列と3号建物跡の身舎南辺が重複している。建物方位もわずか1°ズレるだけである。しかし、建物構造（柱穴配置）や柱穴掘り方の形状にはかなり相違点がある。まず、身舎の梁間中央に棟持柱が無く、身舎の外側に廂と一体構造となったような棟持柱を持つことである。厳密な意味では独立棟持柱とはいえないが、身舎・棟持柱と廂の柱穴の規模の差は歴然としており、また、建物の中央には東柱が付く可能性もあり、基本的には高床の独立棟持柱建物の四周に回縁を巡らせたような構造とも考えられる。柱穴掘り方の平面形状が方形基調で、根石を持たない点も1号建物跡とは異なっている。このように細部では相違点があるものの、同規模で、類似した構造（四面廂）の建物がほぼ同位置で重複することから、直接的な建て替えと考えられる。

4号建物跡は1号建物跡の身舎のわずか南にズレて位置する。身舎の規模は1号・3号建物跡より若干大きいものの、建物方位は1度・2度のズレである。柱穴掘り方の平面形状が円形基調で、根石を持つなどの点では1号建物跡に類似し、独立棟持柱を有する点では3号建物跡に近似する。柱穴の掘り込みが浅く、削平された柱穴も多いと考えられ、建物構造に不確定な部分があるが、四面に廂を有する可能性も強く、1号・3号建物との直接的な建て替えと考えられる。

新旧関係は1号建物跡→3号建物跡、1号建物跡→4号建物跡は柱穴の切り合いにより確認されている。3号建物跡と4号建物跡の新旧関係は、上記したように4号建物跡の建物構造や柱穴の構造に、両者の中間的な要素が伺われることから、1号建物跡→4号建物跡→3号建物跡という変遷が考えられる。

建物の性格は、1号建物跡だけをみて単純に四面廂の建物ということで可能性を探ればいくつかの候補（神社・仏堂・官衙に付随する建物、あるいは上位階層の居宅など）が考えられるだろ

うが、同一場所での度重なる建て替えや、掘立柱建物が一般的でない当地域の該期の情勢の中で掘立柱式へのこだわり、さらに前述したような3号建物跡の上屋構造の推定が可能とすれば、神社跡と考えるのが最も合理的と思われる。また、3号建物跡で比較した場合、身舎妻中央に柱がなく、棟持ち柱が回縁の柱穴列中に位置するなど、構造的には現在の伊勢神宮正殿等とはいくつかの相違点もあるが、神明造の影響下にある神社跡と考えたい。

I・3・4号建物跡と2号・11号・7号建物跡の関係について

2号建物跡は1・3・4号建物跡と大略重複しているが、位置と建物方向にはズレが大きい。しかし、建物構造は南面に廂を付す独立棟持柱式の建物であり、構造的には1・3・4号建物跡と類似した特殊性が看取できるため、1・3・4号建物の性格を継承する建物と思われる。ただし、柱間の距離・規模等も1・3・4号建物跡ほどには近似していないため、直接的な建て替えではないと考えられる。なお、桁行と梁間の柱間（3・4・2号の梁間を2間として）は1・3・4号建物がほぼ等間隔であるのに対しても、2号建物は桁行の柱間が長く、桁行3間としたときの身舎形状は現在の伊勢神宮正殿にかなり近似する。

11号建物跡は近接棟持柱式の建物であり、一般的な側柱式の建物との差は余り大きくない。また、7号建物跡も堀等の周辺施設が付設される可能性があるだけで、建物構造は普通の側柱式の建物であり、両者ともに構造的、性格的な特殊性は弱くなっている。ただし、建物方位は両者ともに1・3・4号建物跡に近似し、位置的には3号建物の身舎東側2間に11号建物の西側2間がほぼ重複し、7号建物は3号建物跡の身舎西側2間に全体がほぼ重複するという関係を見ると、3号建物跡から継続的に建て替えられた可能性が考えられる。

3号建物跡と6号建物跡の関係について

3号建物跡と6号建物跡は、建物方向が近似し、南北に接している。身舎の柱位置で考えると3号建物跡の梁のほぼ柱筋線上に6号建物跡の柱穴が位置する。距離的には3号建物跡の身舎北辺からちょうど3号建物跡の柱間距離分北に6号建物跡が位置する。また、柱穴の掘り方も平面形状・規模ともに類似する。これは、偶然の所産と考えるよりも、意識的に配置された結果と考えたほうが自然である。しかし、3号建物跡の廂と6号建物跡の南辺の距離は約80cmであり、同時に存在したとは考えにくい。連接した建物と考えるには、3号建物跡の廂が邪魔であり、また、2つの建物跡の柱間が異なっているのは不自然である。いずれにしても、別の建物の可能性が強い。但し、3号建物跡の身舎と北面廂の方向のズレが大きいことをIVで指摘したが、6号建物跡の南辺と3号建物跡の廂の方向がほぼ平行関係にあることが、6号建物の方向に合わせて3号建物の北面廂の方向を決めた結果と考えられるならば、同時に存在した可能性も残る。あるいは、3号建物には当初廂が付いておらず、6号建物が隣接して建てられていた。その後、6号建物が

存続中に3号建物に廟（回縁）を付加したと考えることも可能ではないかと思われる。尚、両者の機能的な関係については、前殿、後殿とは考えられないため、3号建物を神明造りの流れを汲む本殿と捉えた前々項と矛盾するが、拝殿一幣殿あるいは本殿等の役割が考えられようか。

2号建物と8号・9号・10号建物の関係について

8号・9号・10号建物跡は2号建物跡の北に位置しており、8号建物跡と2号建物跡の方位は全く同じである（平行の方向であり、棟持柱の方位は10号建物跡が近い）。9号・10号もそれぞれ 3° ・ 2° 違うだけであり、同時に存在したことが考えられる。少し細かく検討すると、2号建物を4間とした場合に、ほぼその中央真後ろに10号建物が位置する（距離は6.3m-21尺）。また、2号建物の東西を3間とした場合に若干のズレはあるものの8号建物がほぼ真後ろに位置しており（距離は5.2m-約17尺）、意図的な配置状況が伺われる。以上のことから、2号建物の東西が3間のときに8号建物、4間のときに10号建物が建てられていた可能性がある。それぞれの先後関係や9号建物の時期的な関係は明瞭ではないが、方位の整合性や柱穴平面形状が8号建物跡は方形基調であり、9・10号建物跡は円形であることからすれば、2号建物3間-8号建物が古いとも考えられる。尚、2号建物増改築の契機としては別の祭神を加えた可能性もある。

掘立柱建物跡群の変遷について

これまでの項目の中で建物跡の前後関係を個々に示したが、ここで建物群全体の変遷をまとめてみたい。

建物方位によって群別すると、1・3・4・6・7・11号（1号建物群）と2・8・9・10号（2号建物群）と5号の3グループに分けられる。基本的に建物方位が近似する場合は、同時若しくは近接した時期の構築とすれば、調査所見により1号建物群→2号建物群である。1号建物群の1→4→3(6)の変遷は前記したので7・11号の位置付けが問題となるが、柱穴掘り方の平面形状を考慮すれば、7号（方形基調）→11号（方形と円形が混在する）の変遷が考えられる。残る5号建物跡については、方位的にはズレが大きいものの、6号建物跡と重複し、柱間が近似する（IV章5号掘立説明中の2案）こと、また、掘り方の平面形状が方形基調であるなどを考慮すると、6号建物の建て替えの可能性もあり、6号建物廃絶後の3号建物に伴うと考えたい。

以上をまとめて、1号建物→4号建物→3号建物・(6号建物→5号建物)→7号建物→11号建物→2号建物・(8号建物→10号建物)・9号建物の変遷を一案として提示したい。

付言すると、これまでの記述の中すでに示してきたことであるが、柱穴掘り方の平面形状の変遷として、これが、この時期の他遺跡においても普遍的な事象であるかどうかの検証を経ていないものの、少なくとも今回の東紹屋谷戸遺跡の発掘調査区内においては、円形（1号掘立）→方形（3号掘立）→（方形基調→方形・円形混在）→円形（2号掘立）の流れが伺われる。

建物群出現の背景について

東紺屋谷戸遺跡は今回の調査や、遺物散布調査の結果からすれば、奈良～平安時代の集落を主体とする遺跡であり、仮に「時沢郷」か「藤沢郷」の一部を形成していたにしても、すでに、律令的な郡郷制は崩壊していると思われ、この集落の伝統の中に神社建立の契機を求める事は不可能である。しかし、時代背景としては、平安末期は群馬県でも荘園の開発が活発化する時代と言われる。また、地理的な側面からみると、東紺屋谷戸遺跡の所在地は前記したように富士見村の最南端に位置し、すぐ南は前橋市上細井町である。上細井町は南の下細井町とともに細井御厨に比定され、この西側には青柳御厨が存在する。群馬県史（通史編3 中世）によれば、青柳御厨の成立は伊勢大神宮神主請文により、長寛年中（1163～65）とされるが、細井御厨の成立は『神鳳鈔』から南北朝時代には存在しているものの、鎌倉期までさかのほるか否か不明としており、史料的な裏付けは取れないが、細井御厨が青柳御厨とほぼ同時期に成立していたとしても不思議はない。当然、位置的にみれば東紺屋谷戸遺跡が細井御厨に含まれていた可能性は否定できず、逆に1号建物跡とこれに後続する建物跡が神社跡とすれば、東紺屋谷戸遺跡が細井御厨に含まれていたと考えるのが合理的である。

浅間山噴火以前から私領形成が進んでいた可能性もあるが、災害復興の中で新田開発（あるいは旧田復旧）を行った開発領主が成長し、その所有を確実ならしめるために領地を伊勢神宮に寄進し、御厨成立とともに在地領主により神宮が勧請され、東紺屋谷戸遺跡1号建物が建立されたのではないか。神明造の流れを汲む神社とすれば、掘立柱建物が一般的でないとされる平安末～鎌倉期の当地域に出現しても不思議はないと思われる。

掘立柱建物跡群の年代

記述通り1号建物跡は柱穴埋土の状況から、浅間B軽石降下後余り時間を経ず（青柳御厨の成立時期前後）に建立されたと推定するが、建物群の廃絶時期の推定は創立時期以上に困難である。1号建物の出現は細井御厨の成立無くしては有り得ないと思われるが、建物群全体が御厨の消長と連動しているという保証はない。しかし、史料的には姿を追えない程度の在地領主（武士）でも、その存在なくしては御厨の維持是不可能であり、寺社の維持も同様である。この在地領主の消長に御厨の消滅と神社の廃絶が連動した可能性が最も強い。細井御厨に関する史料は少なく、直接検証していないが、延文元年（1356年）に存地武士による騒乱が発生し、その3年後まで「上分・乃貢」の滞納が続いたとされるので、1359年までの存在は確実であり、また、天正年間に細井の地が北条高広により既橋の善勝寺に寄進されているので、この間の消滅と思われる。

課題

前項までに建物の性格や構築時期、或は細井御厨との関係などについて推論してきたが、現時

点ではすべて推測の域を出ない。確実なのは四面廻建物をはじめとする一般的な側柱建物とは異なる建物が同一場所で6棟（以上）重複すること、時期的には浅間B軽石降下以後の構築であることの2点だけで、建物跡の性格が神社跡でなかった場合には推論の多くが崩れる運命にある。この推論の正否に結論が出るためにはいくつかの条件が必要となる。まず、東緝屋谷戸遺跡の未調査区域の調査が行われることである。建物群全体の構成や関連する遺構の状況が判明することにより、特に性格的な位置付けがより明確になると思われる。また、遺跡内に在地領主、或は莊官の居住地が存在する可能性もあり、居住施設の構造はともあれ、遺物が出土すれば、建物群の構築～廃絶時期をある程度特定することができる。次に、類例が発見されることである。御厨全てに神社が建てられたとは限らず、また、他の莊園にも社寺は建てられたとは思うが、神明造（掘立柱式）の神社が建てられた可能性は御厨の存在した地域に最も高いと思われ、これらの地域で調査が行われ、類例が発見されることに期待したい。

VI. まとめ

今回の東緝屋谷戸遺跡の調査では、約150m²の調査範囲から竪穴住居跡1軒、掘立柱建物跡11棟（柱穴250基以上）、土坑3基が検出された。

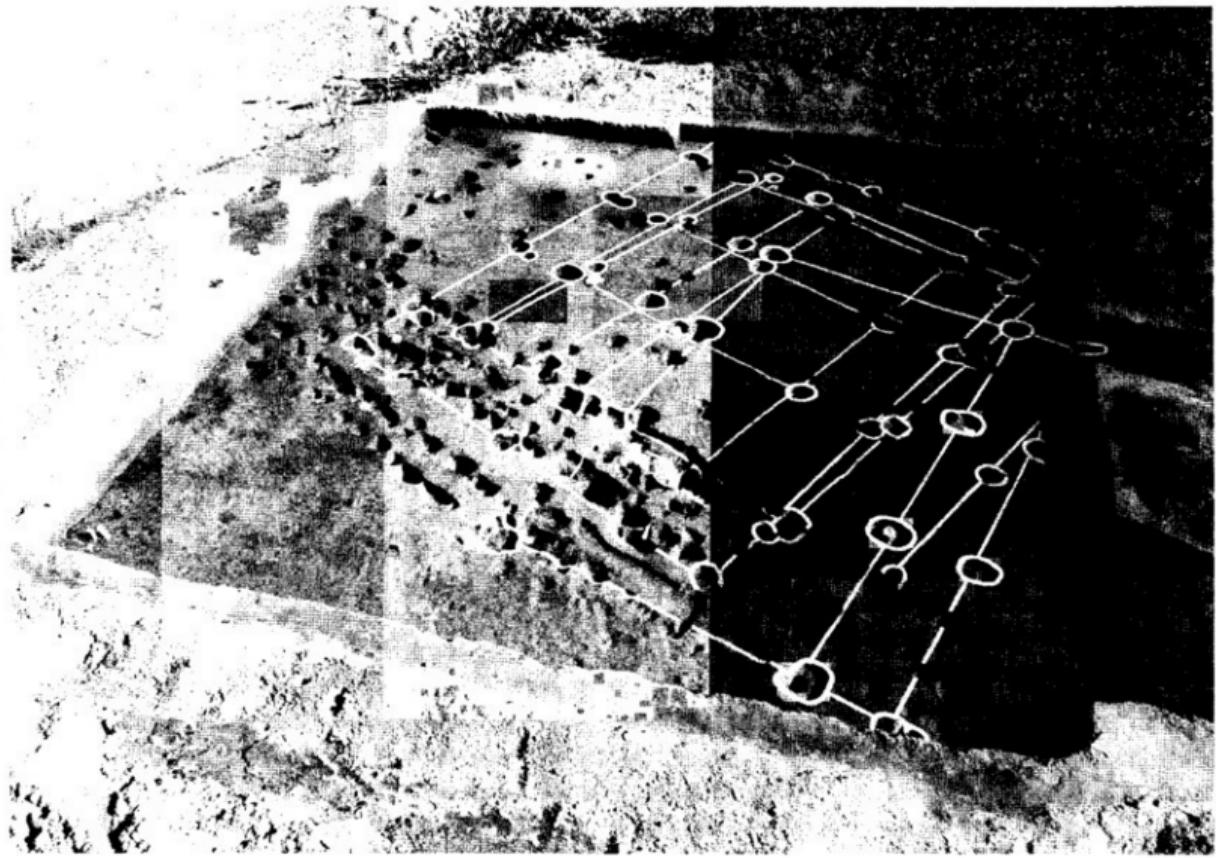
竪穴住居跡は平安時代後期10世紀後半ないし11世紀前半に属するもので、遺物の散布調査や本調査後の立ち会い調査の結果等も参考にすれば、東緝屋谷戸遺跡は少なくとも奈良・平安時代の集落を中心とする遺跡であることが判明した。

掘立柱建物跡は調査範囲の関係で、一部分の検出に留まったものも多かったが、11棟を復元することができた。建物跡は調査範囲内ではすべて連鎖重複しており、ほぼ同一場所でも6棟の重複が認められ、長期にわたる建て替えの結果と推測された。このうち2(3)棟は四面に廻を有する建物で、直接的な立て替えと考えられ、特に3号建物跡の3間×1間で独立棟持柱を有し、回縁が巡る構造からは神明造形式の流れをくむ神社跡の可能性が推定でき、これに後続する四周に塀等の周囲施設が巡る建物や近接棟持柱建物、独立棟持柱建物もその性格を継承する建物と思われた。

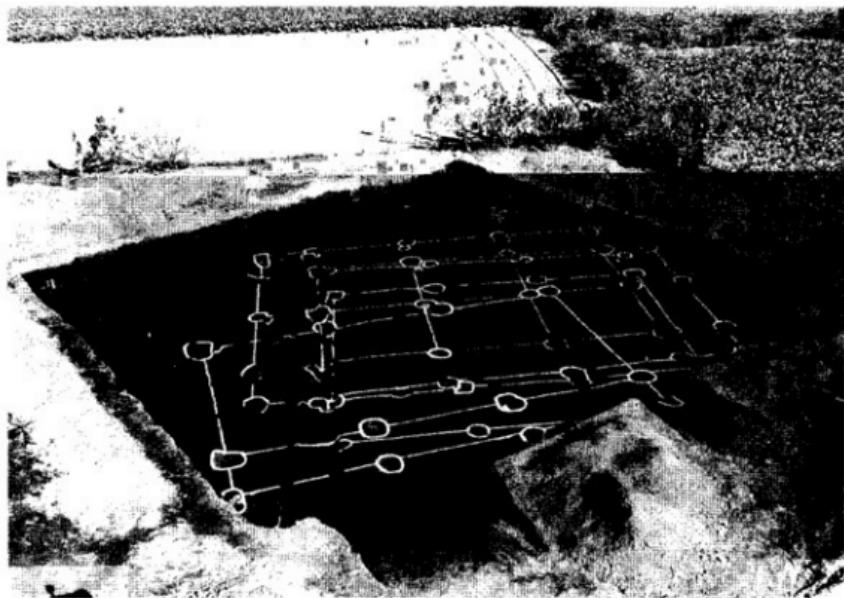
掘立柱建物跡群の時期については、伴出遺物の出土が無く、確定的なことはいえないものの、端緒となる1号建物跡の柱穴中に多量の浅間B軽石が混入することにより、軽石降灰後の構築であり、それも余り時間を経ない時期の建立が考えられた。

神社建立の社会的な背景としては、史・資料的な裏付けは弱いが、東緝屋谷戸遺跡が前橋市上細井町に隣接することから、細井御厨との関係が考えられ、開発領主等の氏姓は不明なもの、東緝屋谷戸遺跡が細井御厨内に含まれ、御厨の成立に伴い勧請されたものと推察された。

写 真 図 版



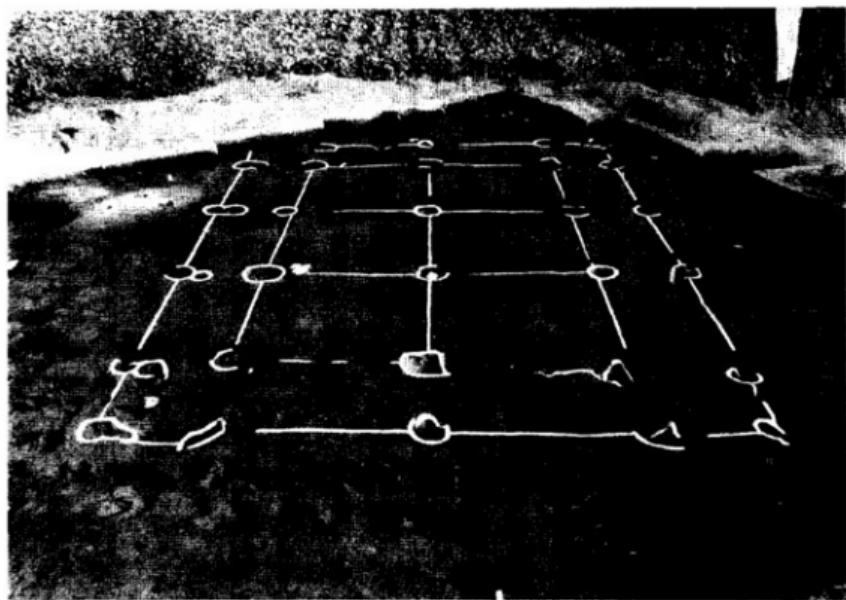
東糸屋谷戸遺跡全景
(西から)



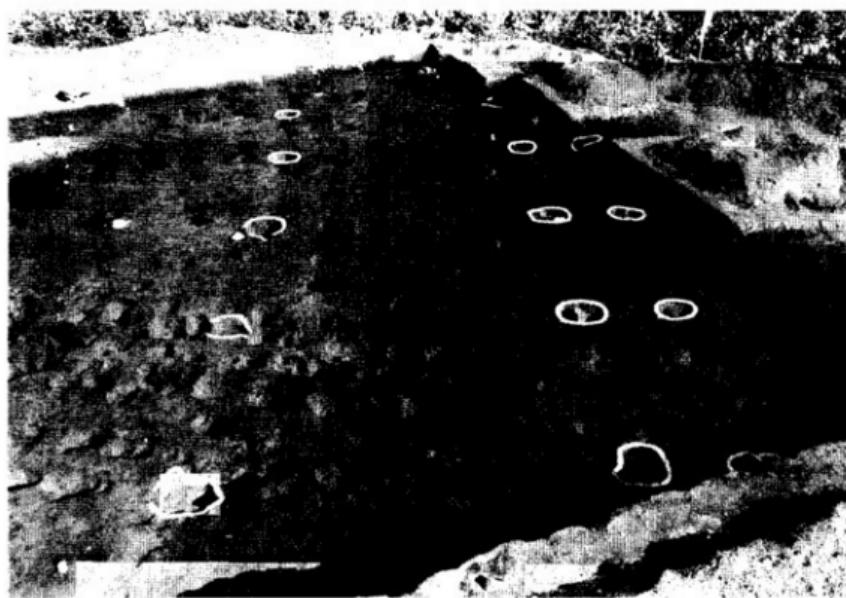
1. 東糸屋谷戸遺跡（南から）



2. 1号住居跡（西から）



1. 1号掘立柱建物跡（西から）



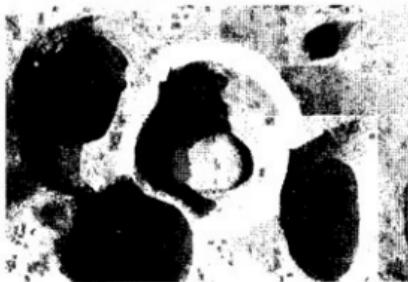
2. 2号掘立柱建物跡（西から）



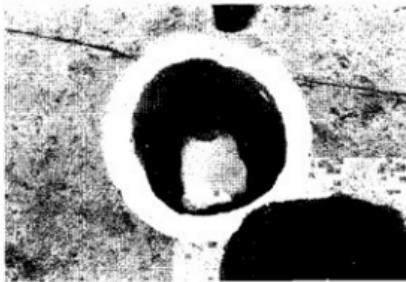
1. P137 (1号掘立身舍)



2. P28 (1号掘立身舍)



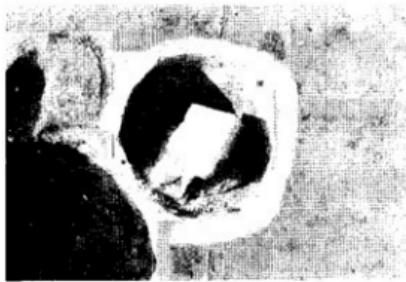
3. P191 (1号掘立身舍)



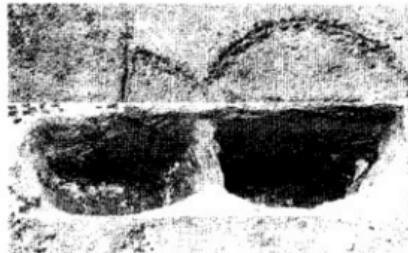
4. P86 (1号掘立身舍)



5. P65 (1号掘立身舍)



6. P127 (1号掘立身舍)



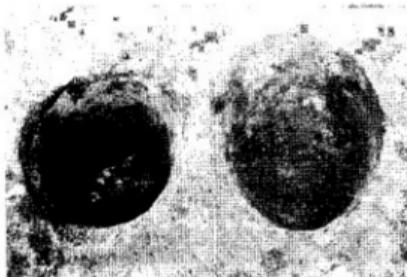
7. P26 · 27 (1号掘立身)



8. P212 · 213 (1号掘立身)



1. P21 (2号掘立身舍)



2. P75(1号掘立身舍)、P76(2号掘立身舍)



3. P160 (2号掘立身舍)



4. P217 (2号掘立身)



5. P143 (3号掘立身舍)



6. P78 (3号掘立身舍)



7. P24 (3号掘立身)



8. P53·54a·54b (3号掘立身) · 55



1. 4号掘立柱建物跡（西から）



2. P45 (4号掘立)



3. P82 (4号掘立)



4. P171(4号掘立)、P172(1号掘立身舍)



5. P99 (5号掘立)



6. P198 (5号掘立)



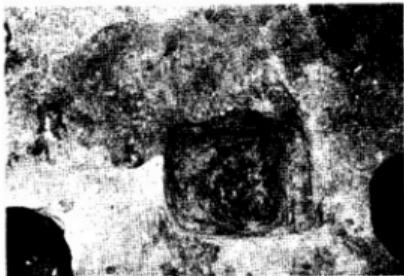
7. P92 (6号掘立)、P91



8. P234 a・b (5・6号掘立)



1. P71 (7号掘立)



2. P185 a · b (3号掘立身舍·7号掘立)



3. P205 b (8号掘立) · a



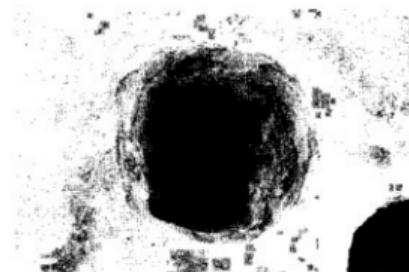
4. P102 (9号掘立)



5. P100 (10号掘立)



6. P108 (10号掘立)



7. P32 a · b (11号掘立·3号掘立身舍)



8. P80-79 (11号掘立)



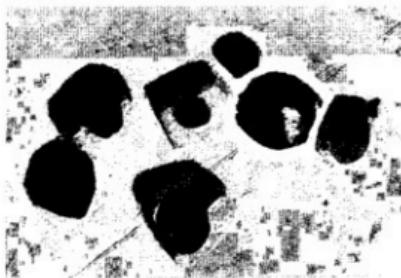
1. P 2~7



2. P 40~43



3. P 62~67



4. P 140~147



2



3



4



5



7



8

主要参考文献

群馬県史編さん委員会『群馬県史 通史編3 中世』 1989 群馬県

大江正行「中世上野における建築遺構の傾向」『群馬文化 226』 1991 群馬県地域文化研究
協議会

富士見村誌編纂委員会『富士見村誌』 1955 富士見村

富士見村誌編纂委員会『富士見村誌 続編』 1980 富士見村

東糀屋谷戸遺跡

鉄塔建設に伴う
埋蔵文化財発掘調査報告書

平成4年3月30日 発行

編集・発行／群馬県勢多郡富士見村教育委員会

群馬県勢多郡富士見村大字川島866-1

電話 (027) 288-6111

印刷／マツダ印刷株式会社